

あまがさき商品化チャレンジプロジェクト事業 仕様書

1 事業名称

あまがさき商品化チャレンジプロジェクト事業

2 事業の目的

尼崎市内のものづくり中堅・中小企業による新商品の開発、新市場開拓の推進を目的に、商品の企画開発にかかる伴走支援や、デザイナー等とのマッチング支援を行う。本プロジェクトを通して地域に眠っている技術を再認識し、ものづくり企業の魅力を発信していくことで個々の企業の付加価値と地域の認知度向上を目的として実施する。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 事業の内容

受注者は尼崎市（以下「市」とする。）が委託する、下記の事業について実施するものとする。

(1) キックオフセミナーの開催

市内の中堅・中小企業等を対象に商品化プロジェクトに関するセミナーを開催し、個々の企業の技術力にクリエイターの視点を加えることで付加価値向上への理解・共感を醸成するとともに、後述する商品化プロジェクトへの参加を促す。セミナーの構成は、有識者による基調講演、成功事例の紹介（1社程度）、パネルディスカッションを含むことを想定する。セミナー開催にあたっては、SNSやメールマガジン等を活用した効果的な広報を行い、参加者の誘客に努めること。なお、会場の手配は市が行う（シアター型50～70名規模想定）。

(2) プロジェクト参加企業の選定（4社程度）

一定の募集期間を設定したうえで、あまがさき商品化チャレンジプロジェクト事業への参加企業（以下「プロジェクト参加企業」）を公募し、市との協議を経て決定する。公募に際しては、SNS等を活用した効果的かつ魅力的な広報を行う。

(3) プロジェクト広報の実施

プロジェクト専用のSNSを運営し、プロジェクトや参加企業の魅力等を発信する広報活動を実施する。本事業において作成・運用したSNSアカウントについては、事業終了後、委託者が引き続き適切に運用できるよう、アカウントの管理権限、運用履歴、投稿スケジュール、関連データ等を整理し、委託者に対して適切に引き継ぐこと。また、引継ぎに必要なマニュアルや補足説明等がある場合は、あわせて提出すること。

また、広報活動の実施にあたっては、写真・動画等の撮影・掲載に際し、肖像権、プライバシー権、著作権その他の第三者の権利を侵害しないよう十分に配慮すること。特に人物の映り込みがある場合には、事前の同意を得るなど、適切な対応を行うこと。

(4) 企業取材の実施

参加企業を取材し、企業の強みや商品開発にあたっての想い、課題等の把握、商品開発の目的意識の浸透を目的とした取材を実施する。取材結果を取材記事として取りまとめ、プロジェクト専用のSNS等で発信を行う。

(5) 先進事例にかかる視察会の実施（1回程度）

消費者ニーズを的確に捉えた売場づくりや商品展開の先進事例の視察を通じた参加企業の販促力・商品力の向上を目的として、国内の旗艦店や優良店舗等への視察会を企画・運営する。なお、視察会は単なる見学にとどまらず、店舗担当者等との意見交換や現地での簡易セミナーを組み込むなど、より実践的・具体的な学びの場とすること。

視察先の選定にあたっては、プロジェクト参加企業の業種、企業規模、取組内容等を考慮の上、市と協議し決定するものとし、視察先との調整および全体行程の管理を行うこと。

視察会は、公共交通機関を利用して参加可能な場所の実施を想定するがその限りではない。公共交通機関の利用が困難な場合には、受託者の責任において、ハイヤー等の移動手段を手配すること。当該費用は参加企業と受託者で按分して負担とすることも可能とする。

(6) デザイナー等と参加企業との共創チームの組成

参加企業と共に商品開発に取り組むデザイナー等を公募し、専門家による評価プロセスを経てマッチングを行う。デザイナー等と参加企業との共創チーム（以下「共創チーム」という。）の組成にあたっては、相互の技術・表現領域、課題・期待について共有を図る機会を設けること。

なお、共創チーム内で締結される契約に係る費用および、試作品開発に要する費用は、原則として当該共創チームの負担とし、委託者ならび受託者はこれらの費用について負担しないこととする。

(7) 試作品開発の伴走支援

共創チームによる試作開発の進捗共有・技術相談・アイデアブラッシュアップ等伴走支援を行う。開発期間中に専門家による中間発表会を1回以上実施し、質の向上と軌道修正を図ること。

(8) 成果報告会の開催

プロジェクト参加企業が本商品化プロジェクトを振り返り、商品開発・改良や市場展開における取組の意義や成果、今後の方向性を社内で確認するとともに、市内事業者や支援機関等に対し、商品化に向けた具体的な取組プロセスや成果、得られた効果を共有し、地域の認知度向上および各企業の付加価値向上に向けた取組への関心と機運を高めることを目的とした成果報告会を開催する。会場の手配は市が行う（シアター型 50～70名規模想定）。

成果報告会開催にあたっては、各プロジェクト参加企業による発表に加え、クリエイターとの共創を行っている先進企業、専門家等から講評・フィードバックを受ける機会や、参加者間の意見交換や交流の時間を設けること。また、SNS やメールマガジン等を活用した効果的な広報を行い、参加者の誘客に努めること。

(9) 商品開発・販路開拓相談会の実施

BtoC 商品の開発や販路開拓に取り組む市内企業5～10社程度（参加企業を含む）を対象とした相談会を、1回以上開催すること。相談会は、商品アイデアのブラッシュアップや販売手法に関する助言・意見交換等を行い、各企業の取組の推進を図る内容とする。

(10) 付随業務

プロジェクト参加企業、講師、関係団体等との連絡調整・諸謝金の支出、イベント時の参加者管理や資料の印刷・配布、実施内容の進捗管理等のプロジェクトに付随する調整等の業務については、受託者が費用負担の上、主体となって行うものとする。

(11) その他

独自提案を記載する場合は、提示する見積の範囲内で実施するものとする。

5 業務責任者との連絡

受託者は業務を実施するにあたり、委託者との連絡担当として、業務責任者を置くこと。

6 定例打合せ会の開催

委託者と受託者は、日程調整の上、定例打合せ会を開催すること。

7 報告義務

受託者は、委託業務の実施にあたり、事故が発生したとき、又はやむを得ない事由により委託業務を実施することができないときは、直ちに委託者へ報告し、委託者と対応について協議すること。

8 委託業務を実施する日及び時間帯

委託業務を行う日は、令和8年12月29日から翌年1月3日までの期間を除き、委託者が定める日とする。

9 提出書類（受注者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）

いざれも紙媒体及びデータで納入すること。

(1) 実施体制図

(2) 業務責任者

(3) 業務従事者

(4) 個人情報保護に関する受託者の誓約書及び従事者の確認書の写し

(5) 業務を実施する作業場所及び作業場所においてのセキュリティ設備及び管理体制

10 支払方法

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括で支払う。

11 契約保証金

契約締結時に尼崎市契約規則に基づき、所定の手続きを行う。

12 留意事項

(1) 再委託

受託者は、本業務を遂行するにあたり、本業務の全部を一括して再委託してはならない。

本業務の一部を再委託するときは本市の承認を得なければならない。

(2) 守秘義務

ア 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

イ 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

ウ 受託者は、個人情報の取扱等については、本仕様書によるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、尼崎市情報セキュリティ基本方針及び尼崎

市情報セキュリティ対策基準、その他関連法令及び条例を遵守し、細心の注意をもって個人情報の厳格かつ適正な管理にあたらなければならない。

- エ 受託者は、個人情報の管理にあたっては、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
- オ 個人情報の漏えい等の対策に対しては、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく損害賠償を求める場合がある。
- カ 受託者は、本業務の履行に際して知り得た事項は、一切第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後又は解除された後及び職を退いた場合においても同様とする。
- キ 受託者は、委託者の求めに応じて個人情報の取扱いについて報告すること。

(3) 業務実施上の条件

- ア 委託契約金額には、本業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- イ 業務は、原則として土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分の間で行うこととする。ただし、協議により、これ以外とすることができる。
- ウ 受託者は、業務に従事していない時間には、本業務のために常駐や待機する必要はないが、電子メール等で速やかに連絡が取れるようにすること。

(4) 著作権等の帰属

- ア 本業務に関する広報物（ホームページやSNSへの掲載物含む）について、当該著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は委託者に帰属し、委託者が編集・加工して利用することを妨げないものであること。
- イ 受託者は、委託者の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び19条を行使することができないものとする。

(5) その他

- ア 業務実施においては、選定時の企画提案内容を遵守すること。
- イ 本仕様に定めのない事項については、委託者および受託者（または関係当事者）間で協議の上、誠意をもって決定する。
- ウ 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

以上